Water Direct Corporation
最終更新日：2015年7月8日
株式会社ウォーターダイレクト
代表取締役執行役員社長　樋口　宣人
問合せ先：03-5487-8101
証券コード：2588
http://www.waterdirect.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の継続的向上を目的に、経営の透明性と健全性の確保及び環境の変化に迅速・適切に対応できる経営機能の強化がコーポレート・ガバナンスの重要な目的であると考えております。今後も適切なコーポレート・ガバナンス体制の強化に努めていきます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社総合生活サービス	3,116,700	38.34
株式会社光通信	1,187,900	14.61
日本テクノロジーベンチャーパートナーズアイ六号投資事業有限責任組合	1,082,000	13.31
ピグマリオン1号投資事業有限責任組合	338,400	4.16
日本テクノロジーベンチャーパートナーズP2号投資事業組合	276,900	3.40
三木谷　浩史	240,000	2.95
日本テクノロジーベンチャーパートナーズアイ七－A号投資事業有限責任組合	168,000	2.07
株式会社サイサン	138,000	1.70
株式会社リヴァンプ	129,000	1.59
ウォーターダイレクト従業員持株会	107,200	1.32

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無 更新	株式会社光通信 （上場：東京）（コード） 9435

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
藤野　英人	他の会社の出身者											
平井　亮子	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤野　英人	○	独立役員に指定しております。	同氏のファンドマネージャーとしての豊富な見識・経験を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に選任しております。 また、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準及び開示加重要件のいずれにも該当せず、当社との間に特別の利害関係がないことから、一般株主と利害関係が生じるおそれのない独立性が確保されていると判断しております。
平井　亮子	○	独立役員に指定しております。	同氏の上場企業の経営企画担当役員としての豊富な見識・経験を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任しております。 また、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準及び開示加重要件のいずれにも該当せず、当社との間に特別の利害関係がないことから、一般株主と利害関係が生じるおそれのな

			い独立性が確保されていると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人の監査計画と連携した年間監査計画を立案し、会計監査の実施報告を受けるほか、監査役は必要に応じて会計監査人の監査に立ち会っております。また、会計監査人との意見・情報交換を随時行うなど、緊密に連携しております。
また、当社は代表取締役直轄部門として内部監査室を設置しており、監査役と内部監査専任担当者は定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
手嶋　伸也	他の会社の出身者									○				
片岡　敬三	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
手嶋　伸也		―――	同氏のベンチャーキャピタリストとしての豊富な知識・経験を有しており、経営全般の監視と客観的かつ有効な助言を得るため、社外監査役に選任しております。
片岡　敬三	○	独立役員に指定しております。	同氏の企業経営者として、また、監査役としての豊富な知識・経験を有しており、経営全般の監視と客観的かつ有効な助言を得るため、社外監査役に選任しております。 また、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準及び開示加重要件のいずれにも該当せ

			ず、当社との間に特別の利害関係がないことから、一般株主と利害関係が生じるおそれのない独立性が確保されていると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

常勤取締役に対し、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、取締役及び従業員に対しストックオプションを発行しております。各対象者の割当個数は、各対象者の職責や業績への貢献度を考慮し、取締役会にて決定の上、付与しております。

また、平成26年２月に株式会社光通信に対し、有償ストックオプションを発行しております。これは営業協力先である同社の意欲や士気を高め株主として利害共有化を図ることを目的として発行しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年３月期における取締役の年間報酬等の総額は、６名に対し39百万円であります。
ただし、年間報酬等には使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成18年10月16日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬を年額１億円以内と定めており、その範囲内で業績等を勘案した上で取締役会で決議しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

社外役員に対する取締役会開催通知その他事務連絡については、管理本部人事総務部が担当しております。また、重大な事項が発生した場合には、代表取締役が直接各社外役員と連絡を取る場合もあります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

(a)取締役会・役員体制
　当社の取締役会は、取締役8名（内、社外取締役2名）で構成しており、会社の事業運営に関する重要事項、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項に関する意思決定をしております。原則として月１回の定例取締役会の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時取締役会を都度開催しております。
(b)監査役会・監査役
　当社の監査役会は常勤監査役1名と非常勤監査役2名（いずれも社外監査役）で構成しており、毎月１回の監査役会を開催するほか、必要に応じて監査役間の協議を行い意見交換することにより、取締役の法令・規程等の遵守状況の把握や、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。
　監査役は取締役会その他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査室及び会計監査人と連携して適正な監査の実施に努めております。

(c)執行役員会
当社は、取締役会による管理・監督のもと、業務執行の最高機関として執行役員会制度を導入しております。執行役員会は、常勤取締役のほか、取締役会にて選任された常勤4名の執行役員で構成しております。
執行役員会は取締役会への付議事項の審議のほか、「職務権限一覧表」に定めた決裁事項に基づき、会社の重要な事項の審議・決裁・承認・報告を行い、迅速な意思決定を実現しております。
(d)役員報酬の決定方法等
取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で総枠の決議を得ております。各役員の報酬額については、取締役については取締役会にて決議しております。監査役については監査役会の協議により決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では、経営の意思決定や監督機能と業務執行機能を分離し、双方の機能強化を図るべく、取締役会のほかに執行役員会制度を導入しております。
取締役会は経営上の重要な意思決定機関とし、執行役員会は取締役会の管理・監督のもとにおける業務執行の最高機関と位置づけております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	不定期に開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会（５月）、第２四半期決算説明会（１１月）を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社は開示資料、その他投資判断に有用と思われる情報はすべてHP上に掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理本部が当該業務を担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の「企業理念と行動規範」において、「あらゆるステークホルダーから信頼される、『透明性の高い企業』 になる」旨を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	平成23年8月8日に富士吉田工場がISO9001の認証を取得いたしました。 また、東日本大震災の直後より「『新しい命を救う』プロジェクト」を立ち上げ、福島県及び茨城県の被災地の産婦人科や保育施設等に当社製品を継続して届けております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(a)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1)取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「経営理念」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。
2)取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
3)コンプライアンスの状況は、各部門責任者を兼ねる執行役員が参加する執行役員会等を通じて、取締役及び監査役に対し報告を行う。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。
4)代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為については、社内報告体制として、内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報については、管理本部を窓口と定め、適切に対応する。
(b)取締役の職務の執行に係る情報の保管及び管理に関する体制
1)取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
2)取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。
(c)損失の危険の管理に関する規定その他の体制
1)取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。
2)リスク情報等については各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれ担当部署において、研修の実施、マニュアルの作成・配賦等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は管理本部が行うものとする。
3)不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
4)内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
(d)取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
1)取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を行い、執行責任の明確化及び業務執行の迅速化を図る観点から執行役員制度を採用する。
2)取締役会は月に1回定期的に、または必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
3)執行役員は、執行役員社長の指示の下、取締役会決議及び社内規程等に基づき自己の職務を執行する。執行役員会を原則として週に1回定期的に、または必要に応じて適時開催する。執行役員会は執行役員等から取締役及び監査役に対して状況報告を行うほか、会社経営に関する情報を相互的に交換し、必要に応じ、あるいは取締役会の求めに応じて、取締役会に対し、経営政策、経営戦略を進言するものとする。
4)各部門においては、「職務権限規程」及び「職務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化をはかることで、迅速性及び効率性を確保する。
(e)当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1)グループ会社の経営については「関係会社管理規程」に基づき、当社に対し事業内容の定期的な報告を行い、重要案件については事前協議を行う。
2)グループ会社の管理は管理本部が行うものとし、必要に応じてグループ会社の取締役または監査役として当社の取締役、監査役または使用人が兼任するものとする。取締役は当該会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は当該会社取締役の職務執行を監査する。
3)当社の監査役及び内部監査室は、グループ会社の監査役や管理部門と連携し、グループ会社の取締役及び使用人の職務執行状況の監査や指導を行うものとする。
(f)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
1)監査役は、管理本部の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
(g)取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
1)監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
2)取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務または業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度のよる通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
(h)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1)監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
2)監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。
(i)財務報告の信頼性を確保するための体制
1)内部統制システムの構築に関する基本方針及び関連規程に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
(j)反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及び整備状況
1)反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については、拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
2)管理本部を反社会的勢力対応部署と位置づけ、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
3)反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とはいかなる関係も持たず、不当要求等については一切提供しないものとして毅然とした態度で対応することを方針としており、当社の主要な会議体や、全社員集会などの機会を利用して定期的にその内容の周知徹底を図っております。
当社における反社会的勢力排除体制として、「反社会的勢力対策に関する規程」を制定し、反社会的勢力対応部署及びその責任者を管理本部及び管理本部長と定めております。
新規取引先について、管理本部人事総務部において記事検索システムにより審査した後、管理本部長が反社会的勢力の該当性を判断し、少しでも疑いのある場合は、反社会的勢力ではないことが確認できるまでは取引を認めないこととしております。既存取引先に対しても、原則として継続取引先で前回調査実施から1年以上経過している取引先について同様の調査を行うものとしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

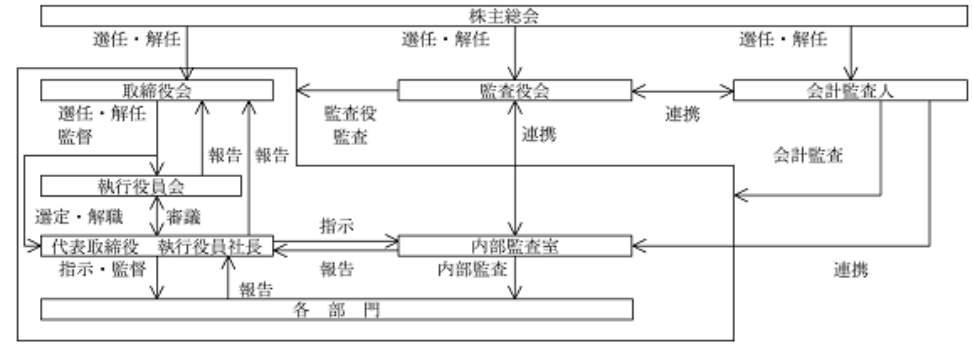
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社では、ディスクロージャーへの積極的な取組みをコーポレート・ガバナンスの一環として位置付けております。株主、投資家、地域社会を始めとするあらゆるステークホルダーが、的確な投資情報を適時・適切に入手し、当社を適正に評価いただくことを目的としております。

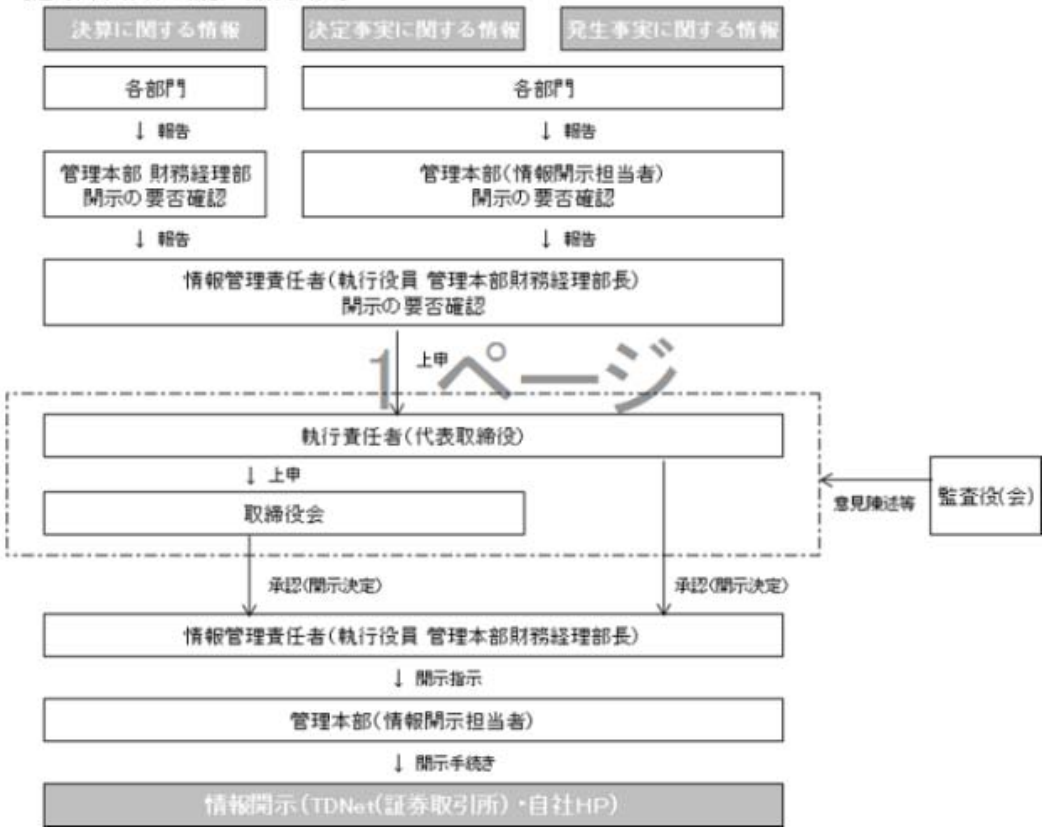
当社は、月次決算制度を構築しており、毎月の取締役会において業況の確認及び予算と実績との差異を把握・分析し、リアルタイムに対応・対策をとっております。また、市場環境や顧客動向などの必要な情報の収集、分析も常に行っております。収集された情報は、逐次、情報開示責任者に集められ、所要の検討・手続きを得たうえで公表すべき情報は、適時に公表されることとされています。

このように、当社では、適時開示が十分行える体制を既に構築しておりますが、業容の成長に伴う会社規模が拡大していくなかで、今後もその体制強化を検討してまいります。また、役員を始め、全従業員に対する適時開示の重要性の周知、啓蒙活動にも注力してまいります。

［コーポレート・ガバナンス体制（模式図）］



【適時開示体制の概要（模式図）】



1ページ